

# 建築士、建設業者の皆さまへ

# 建築物やその敷地の緑化を支援します!!

## ～県民まちなみ緑化事業～

兵庫県では、都市における環境の改善や防災性の向上などを目的として、県民緑税を活用し、県民のみなさまによる植樹や芝生化などの緑化活動を支援する「県民まちなみ緑化事業」を実施しています。

兵庫県内で建築物の新築、増築、改修等にもとない**建築物**やその敷地の緑化を行う場合、兵庫県が県民まちなみ緑化事業によりその緑化費用の一部を補助します。



法律や条例により緑化が義務づけられている部分は補助対象となりません。

### 建築物の屋上緑化・壁面緑化

建築物の屋上又は壁面の緑化に要する費用を補助します。

〔屋上緑化〕

項目	樹木による屋上緑化	芝生等多年草 による屋上緑化 (セダム等多肉植物、コケ類は除きます。)
補助条件	最小規模：100㎡以上 土 壌 厚：30cm以上	最小規模：100㎡以上
補助限度額	最大250万円まで (25,000円/㎡ × 「緑化面積」まで)	最大250万円まで (10,000円/㎡ × 「緑化面積」まで)
補助対象	屋上緑化に要する費用の1/2以内を補助	屋上緑化に要する費用の1/2以内を補助

〔壁面緑化〕

項目	基盤造成型による壁面緑化 (セダム等多肉植物、コケ類は除きます。)	登はん・下垂型 による壁面緑化 (ツル性植物(木本類又は多年草))
補助条件	最小規模：100㎡以上	最小規模：100㎡以上(壁面の誘引資材の設置面積) 横幅：10m以上(植栽間隔：2～3本/m)
補助限度額	最大250万円まで (25,000円/㎡ × 「緑化面積」まで)	最大75万円まで (5,000円/㎡ × 「緑化面積」まで)
補助対象	壁面緑化に要する費用の1/2以内を補助	壁面緑化に要する費用の1/2以内を補助



樹木による屋上緑化事例



芝生による屋上緑化事例



登はん型の壁面緑化事例

## 敷地の緑化

建築物敷地内での植栽や芝生による緑地整備に要する費用を補助します。

〔一般緑化〕 樹木（高木、低木、花木）による緑化が対象となります。

補助条件	最小規模：100㎡以上
補助限度額	最大250万円まで (5,000円/㎡ × 「緑化面積」まで)
補助対象	緑地整備に要する費用の1/2以内を補助



〔芝生化（駐車場以外）〕

補助条件	最小規模：100㎡以上
補助限度額	最大250万円まで (1,500円/㎡ × 「芝生化面積」まで)
補助対象	芝生化に要する費用の1/2以内を補助



〔駐車場の芝生化（グラスパーキング）〕

補助条件	最小規模：100㎡以上 (駐車区画の緑化率：概ね50%以上)
補助限度額	最大250万円まで (10,000円/㎡ × 「芝生化面積」まで)
補助対象	駐車場の芝生化に要する費用の1/2以内を補助



補助対象の例

資材費：樹木（苗木を含む）、芝生、肥料、土壌改良材、支柱、ネームプレート、維持管理に最低限必要な資材（ホース、シャベル、スプリンクラー、灌水チューブ、水道設備）等

施工費：掘削工、整地転圧工、発生土処分工、植栽基盤工、植栽工、張芝工、アスファルト等撤去、散水用の水道設備のための配管工 等

## 募集期間

平成25年4月1日（月）～平成25年12月2日（月）

（期間内でも予定額を超えようとする時点で受付を締め切りますのでご了承ください）

- ・事業実施箇所（補助対象）は、外部から視認可能か又は一般の県民が利用可能な位置に限ります。
- ・補助事業の完了後5年間は、各年度の維持管理の状況について報告書を提出していただきます。報告書が提出されない場合や適切な維持管理が行われていない場合、整備した緑地を無断で処分した場合には、補助金の返還を求めることがあります。
- ・既存の植栽の植え替えは原則として補助の対象となりませんが、枯死したものの植え替え等は対象となる場合がありますのでご相談ください。
- ・販売用資産（分譲マンション、建売戸建て住宅等）で所有者、販売業者、管理者、施工者等が実施する緑化は補助対象外となります。
- ・この他にも様々な補助メニューがありますので土地や建物の緑化をお考えの方は気軽にご相談ください。

## お問い合わせ先

兵庫県庁 都市政策課 緑化政策係（078-362-3563）

詳細は兵庫県のホームページでもご確認いただけます。

平成25年度 県民まちなみ緑化事業

検索



兵庫県

Hyogo Prefecture